



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ナガオカ
代表者名 代表取締役社長 梅津 泰久
(コード:6239、東証 J A S D A Q)
問合せ先 取締役管理本部長 楯本 智也
(TEL. 0725-21-5750)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付で別途開示しました「有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を近畿財務局へ提出するとともに、過年度の決算短信等についても訂正いたしました。

これに伴い、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を近畿財務局へ提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 11 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 7 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日)
第 12 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 7 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項うち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は_____を付して表示しています。

なお、第 11 期、第 12 期ともに訂正内容は同一です。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末

日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、社内調査により、過年度の会計基準の適用に誤りがあることが判明し、過年度の決算を修正するとともに、平成 30 年 2 月 14 日に、平成 27 年 6 月期から平成 29 年 6 月期までの有価証券報告書及び平成 28 年 6 月期第 1 四半期から平成 30 年 6 月期第 1 四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出しました。

当社は、工事案件の収益認識において、企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」に従い、原則として、成果の確実性の要件を満たす場合には工事進行基準を適用し、成果の確実性の要件を満たさない場合には工事完成基準を適用することとなっております。過年度の会計処理を訂正することとなった要因は、成果の確実性に疑義を呈する事実を認識している工事案件について、工事完成基準を適用せずに工事進行基準を適用したことにあります。

これは、担当者による会計基準の理解が不十分であったこと及び管理部門によるチェック体制が不十分であったことによるものであり、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、重要な不備に該当すると判断しました。

当事業年度の期末日までに上記の重要な不備が是正されていない理由は、訂正事項の発覚が当事業年度の期末日以降であったためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ① コンプライアンス意識の徹底
- ② 会計基準に関する理解の浸透
- ③ 営業部門と管理部門との関係の適正化
- ④ 内部通報窓口の活用

以上